

## 北海道立職業能力開発支援センターの概要

1	北海道立職業能力開発支援センターの概要	1
2	建物平面図	3
3	位置図	7
4	設備一覧（道専有部分）	8
5	設備一覧（共有部分）	9
6	北海道立職業能力開発支援センター設備修繕歴	10
7	清掃業務の標準的な内容	11
8	備品等一覧	12
9	北海道立職業能力開発支援センター管理費実績	13
10	北海道立職業能力開発支援センター現行利用料金一覧表	14
11	北海道立職業能力開発支援センター研修室等の利用実績及び使用料収入の推移	15
12	北海道立職業能力開発支援センター利用実績一覧表	16
	北海道立職業能力開発支援センターにおける指導・助言業務、情報提供	
13	業務の分担イメージ	17
14	管理規約	18

## 北海道立職業能力開発支援センターの概要

### 1 北海道所有部分

所在地	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号																																
敷地面積	2,592.18㎡（札幌市から無償貸与）																																
建物面積	1,479.24㎡（札幌市との区分所有）																																
	区 分	専有部分	共有部分																														
	1 階	860.71㎡	379.56㎡																														
	2 階	238.97㎡																															
	3 階	0㎡																															
	塔 屋	0㎡																															
	地 下	0㎡																															
	合 計	1,099.68㎡		379.56㎡																													
構 造	<p>【技能訓練棟】（北海道入居）</p> <p>鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">床面積</td> <td style="text-align: center;">1 階</td> <td style="text-align: right;">2,138.51㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 階</td> <td style="text-align: right;">1,839.32㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3 階</td> <td style="text-align: right;">904.01㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">塔 屋</td> <td style="text-align: right;">18.89㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地下1階</td> <td style="text-align: right;">212.73㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">5,113.46㎡</td> </tr> </table>			床面積	1 階	2,138.51㎡		2 階	1,839.32㎡		3 階	904.01㎡		塔 屋	18.89㎡		地下1階	212.73㎡		合 計	5,113.46㎡												
床面積	1 階	2,138.51㎡																															
	2 階	1,839.32㎡																															
	3 階	904.01㎡																															
	塔 屋	18.89㎡																															
	地下1階	212.73㎡																															
	合 計	5,113.46㎡																															
施 設	<p>1階 実習室1室、2階 研修室3室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">面 積</th> <th style="width: 40%;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号研修室</td> <td>58.89㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>2号研修室</td> <td>59.98㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>3号研修室</td> <td>120.10㎡</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>  3号A研修室</td> <td>45.05㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>  3号B研修室</td> <td>75.05㎡</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>実 習 室</td> <td>499.98㎡</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>  A 実 習 室</td> <td>231.99㎡</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>  B 実 習 室</td> <td>267.99㎡</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>事 務 室</td> <td>247.62㎡</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	面 積	定 員	1号研修室	58.89㎡	20人	2号研修室	59.98㎡	20人	3号研修室	120.10㎡	60人	3号A研修室	45.05㎡	20人	3号B研修室	75.05㎡	30人	実 習 室	499.98㎡	100人	A 実 習 室	231.99㎡	40人	B 実 習 室	267.99㎡	60人	事 務 室	247.62㎡	—
区 分	面 積	定 員																															
1号研修室	58.89㎡	20人																															
2号研修室	59.98㎡	20人																															
3号研修室	120.10㎡	60人																															
3号A研修室	45.05㎡	20人																															
3号B研修室	75.05㎡	30人																															
実 習 室	499.98㎡	100人																															
A 実 習 室	231.99㎡	40人																															
B 実 習 室	267.99㎡	60人																															
事 務 室	247.62㎡	—																															
そ の 他	<p>・1階の事務室に「北海道職業能力開発協会」及び「(社)北海道技能士会」が行政財産の使用許可により入居</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階事務室</td> <td>247.62</td> </tr> <tr> <td>  北海道職業能力開発協会</td> <td>200.61</td> </tr> <tr> <td>  (社)北海道技能士会</td> <td>28.66</td> </tr> <tr> <td>  指定管理業務を処理するために指定した室</td> <td>18.35</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	面積(㎡)	1階事務室	247.62	北海道職業能力開発協会	200.61	(社)北海道技能士会	28.66	指定管理業務を処理するために指定した室	18.35																				
区 分	面積(㎡)																																
1階事務室	247.62																																
北海道職業能力開発協会	200.61																																
(社)北海道技能士会	28.66																																
指定管理業務を処理するために指定した室	18.35																																
位 置 図	別紙2のとおり																																

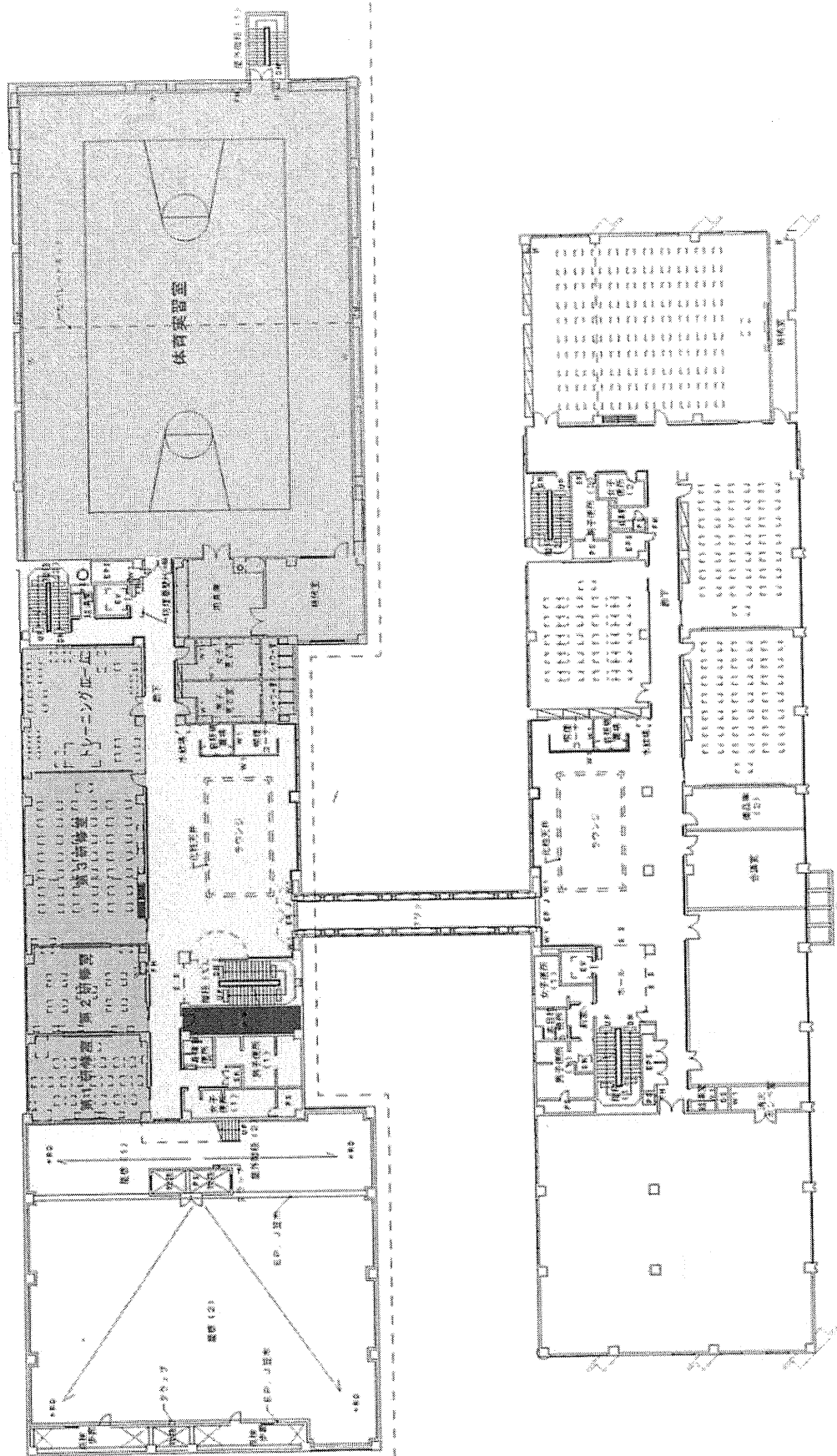
※ 建物平面図は、別紙1のとおり

2 施設全体

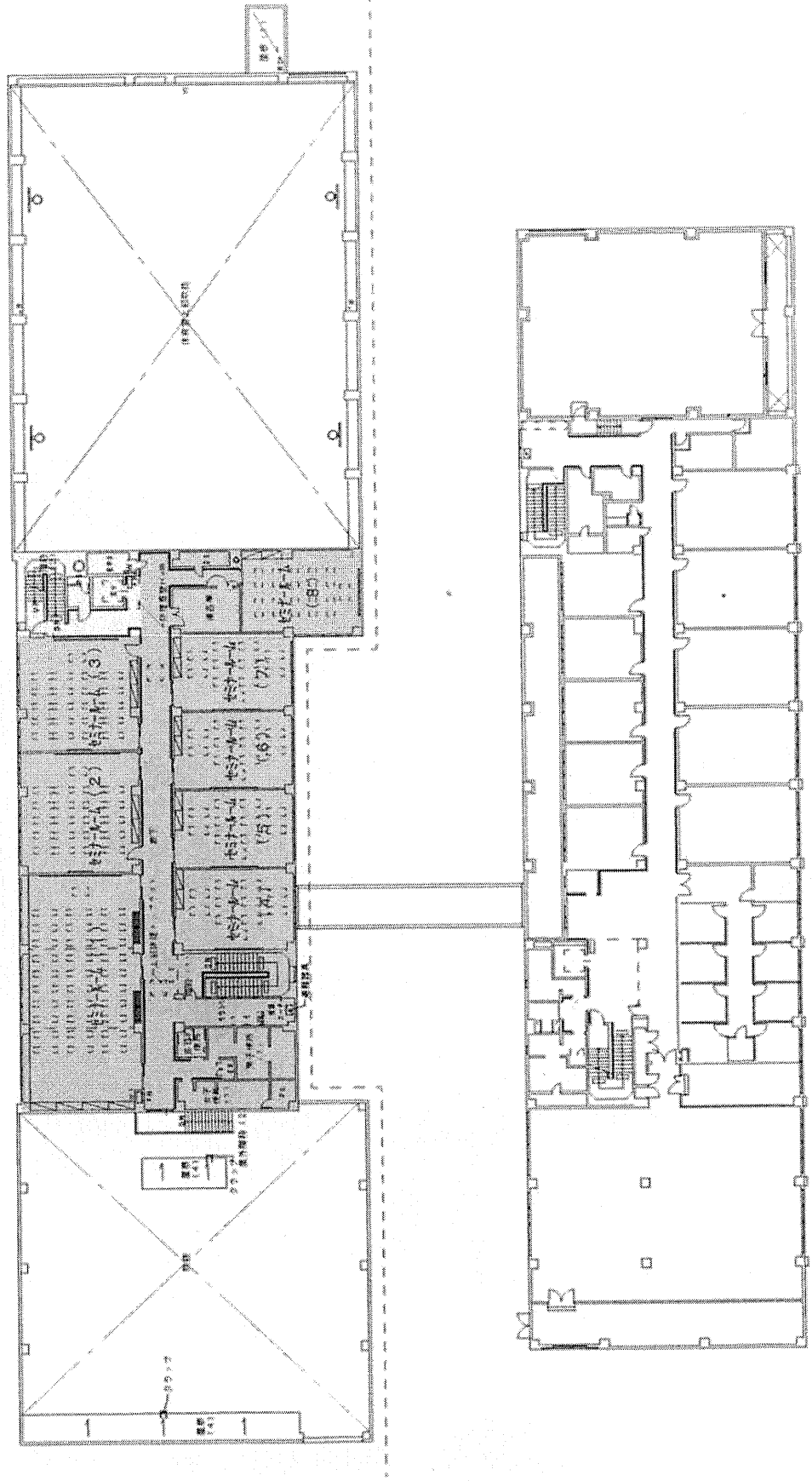
所在地	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号		
敷地面積	17,604.51 m <sup>2</sup>		
建物面積	10,046.08 m <sup>2</sup>		
	区 分	技能訓練棟	産業振興棟
	1 階	2,138.51 m <sup>2</sup>	1,542.32 m <sup>2</sup>
	2 階	1,839.32 m <sup>2</sup>	1,784.26 m <sup>2</sup>
	3 階	904.01 m <sup>2</sup>	1,380.43 m <sup>2</sup>
	塔 屋	18.89 m <sup>2</sup>	20.41 m <sup>2</sup>
	地 下	212.73 m <sup>2</sup>	205.20 m <sup>2</sup>
	合 計	5,113.46 m <sup>2</sup>	4,932.62 m <sup>2</sup>
構 造	【技能訓練棟】 鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付3階建 床面積 1 階 2,138.51 m <sup>2</sup> 2 階 1,839.32 m <sup>2</sup> 3 階 904.01 m <sup>2</sup> 塔 屋 18.89 m <sup>2</sup> 地下1階 212.73 m <sup>2</sup> 合 計 5,113.46 m <sup>2</sup>		【産業振興棟】 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 床面積 1 階 1,542.32 m <sup>2</sup> 2 階 1,784.26 m <sup>2</sup> 3 階 1,380.43 m <sup>2</sup> 塔 屋 20.41 m <sup>2</sup> 地下1階 205.20 m <sup>2</sup> 合 計 4,932.62 m <sup>2</sup>
	【技能訓練棟】 北海道：研修室3室、実習室1室 札幌市：団体事務室10室 会議室1室、実習室1室 物品庫1室、トレーニングルーム、 体育実習室、セミナールーム9室		【産業振興棟】 （一社）さっぽろ産業振興財団事務室、 インタークロス・クリエイティブセンター、セミナールーム4室、 スタートアッププロジェクトルーム18室
施 設			
そ の 他	<p>駐車場：99台（札幌市所有）</p> <p>現行：2時間まで200円、以後30分毎に100円。ただし、貸室の申請手続きのために一時的に利用する場合は、無料。</p>		
主な修繕の実績及び見込み、実施事業の概要、設置許可等の状況	<p>1件50万円を超える修繕の実績及び見込みはなし。</p> <p>共用部分に札幌市が飲料自動販売機の設置を許可。</p>		



建 物 平 面 図 ( 2 階 )

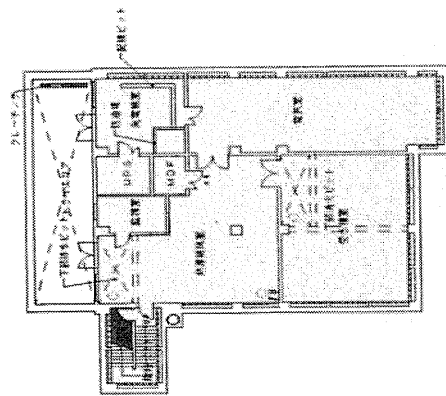


建築物平面図 (3階)



3階平面図

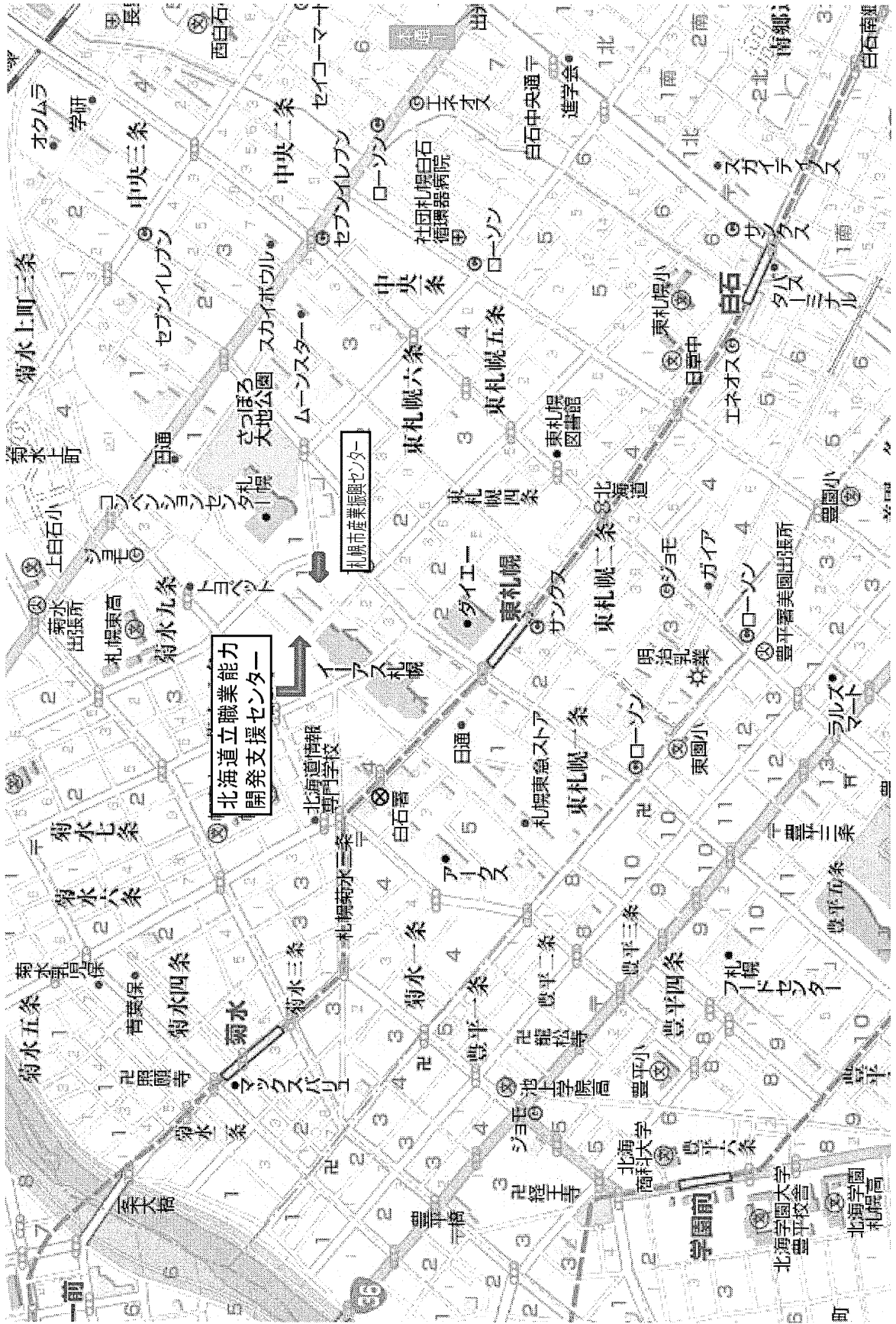
建築物平面圖（地下1階）



地下1階平面図

※ 配電室は電気室と記載

位置 置 図





【設備一覧(道専有部分)】

○ガスヒートポンプ(三洋電機空調機製) H14年4月導入

設 置 場 所	GHP室内機	数量	GHP室外機	数量
協会事務室	1F SGP-BUHP90H1	3	SGP-CHP355H1NU	1
協会事務室	1F SGP-BUHP45H1	1		
相談室	1F SGP-BUHP45H1	1		
技能検定実習場西側	1F SGP-EEHP140H1	2	SGP-CHP560H1NU	1
技能検定実習場東側	1F SGP-EEHP140H1	2		
第1研修室	2F SGP-BUHP140H1	1	SGP-CHP560H1NU	1
第2研修室	2F SGP-BUHP140H1	1		
第3研修室	2F SGP-BUHP112H1	1		
第3研修室	2F SGP-BUHP140H1	1		
合 計		13		3

○外気調和機(木村工機機製) H14年4月導入

設 置 場 所	コパ <sup>®</sup> 外型外気調和機	数量
実習場	中2階機械室 FCH-50E4Z10-D改	2
合 計		2

○送風機・空調用ポンプ(荏原テクノサーブ機製) H14年4月導入

設 置 場 所	排気ファン	数量
実習場	塔屋 EF-6 天吊型消音ボックス付ライオンファン 4LFU5.9	2
実習場	中2階機械室 EF-13 消音型ストレートシロッコファン	2
合 計		4

※ 本センターは、札幌市と区分所有している建物であり、上記の設備等は建物全体に一体的に配置された設備であり、札幌市産業振興センターの指定管理者に対して、所定の経費を負担するものとします。

【設備一覧(共有部分)】

○ガスヒートポンプ(三洋電機空調機製)H14年4月導入

設置場所	GHP室内機	数量	GHP室外機	数量
ロビー	SGP-BUHP56H1 P	1	SGP-CHP560H1NU	1
ロビー	SGP-BUHP140H1 P	2		
ラウンジ	SGP-BUHP90H1 P	2		
合 計		5		1

○電気ヒートポンプ(三洋電機空調機製)H14年4月導入

設置場所	機種名	数量
監視室(室内機)	SPW-SCHP80T1	1
ドライエリア(室外機)		
合 計		1

○全熱交換型換気扇(三菱電機機製)H14年4月導入

設置場所	機種名	数量
監視室	LGH-15CM	1
合 計		1

○送風機・空調用ポンプ(荏原テクノサーブ機製)H14年4月導入

設置場所	排気ファン	数量	給気ファン	数量	給気ファン	数量
熱源機械室			天吊型消音ボックスファン	4		
熱源機械室			床置型消音ボックスファン	1		
発電機室	天吊型消音ボックスファン	5				
男子便所	消音型ストレートジョックファン	2				
女子便所	消音型ストレートジョックファン	1				
熱源機械室					温水循環ポンプ	3
受水槽室					温水循環ポンプ	3
受水槽室					不凍液注入ポンプ	1
合 計		8		5		7

○真空温水器(タクマ汎用機械機製)H14年4月導入

設置場所	数量
熱源機械室	1
合 計	1

○給排水ポンプ(株式会社製作所製)H14年4月導入

設置場所	機種名	数量
受水槽室	加圧給水ポンプユニット KF2-65P5.5	1
受水槽室	給湯循環ポンプ PSS-325-0.4T	1
受水槽室	給湯循環ポンプ PSS-225-0.4T	1
熱源機械室	雨水ポンプ YUK-505-0.75	1
熱源機械室	雑排水ポンプ YUK-505-0.75	1
廊下ピット内	湧水ポンプ YUK-405-0.25SL	2
受水槽室	消化ポンプユニット KTK50505.5T	1
合 計		8

○電気湯沸器・冷水器H14年4月導入

設置場所	機種名	数量
給湯室	電気湯沸器 EW-20N4B-BT (㈱日本仕立機製)	1
給湯室	電気湯沸器 EW-65N4B-BT (㈱日本仕立機製)	1
ロビー(1F)、ラウンジ(2F)	冷水器 P8AM(米国オアシス社製)	3
合 計		5

○自動制御設備H14年4月導入

設置場所	機種名	数量
熱源機械室	ロードヒーティング制御	1
熱源機械室	熱源廻制御	1
電気室	換気制御A	1
発電機室	換気制御B	1
受水槽室	換気制御C	1
喫煙コーナー、便所排気	換気制御E	
受水槽室	貯湯槽制御	1
西E.P.S	シャフト内換気制御	1
監視室	自動制御盤(BICP-1)	1
合 計		8

○自動制御設備H14年4月導入

設置場所	機種名	数量
実習場	中2階機械室 外気調和機制御B	2
実習場	中2階機械室 換気制御E	
実習場	中2階機械室 自動制御盤(1C P-3)	1
実習場	中2階機械室 インバータ盤A	1
実習場	中2階機械室 インバータ盤B	1
合 計		5

※ 本センターは、札幌市と区分所有している建物であり、道と札幌市で平成14年4月1日付けで締結している管理規約(18ページ参照)に基づき、共用部分に係る施設・設備の維持管理についても併せて行うとともに、建物全体に一体的に配置された設備(上記の設備等)については、包括的かつ効率的な管理を行い、所定の経費を負担するものとします。

北海道立職業能力開発支援センター設備修繕実績

年度		修繕内容	金額(千円)	備考
H28年度	道専有部分		0	
	札幌市との共有部分	喫煙室壁塗装、受水槽修繕、ロードヒーティング、非常用発電機修繕、監視カメラ用ハウジング修繕	262	
H29年度	道専有部分	オーバースライディングドア補修	324	
	札幌市との共有部分	喫煙室換気扇分解洗浄、廃止喫煙室鍵取付(訓練棟1F)、技能訓練棟内側自動ドア修繕、防犯設備ハードディスク等修繕、給水・給油メーター更新、雑排水槽フロートスイッチ修繕、給湯2次循環ポンプ整備、外調器(OHU-2-A, B)修繕、技能訓練棟2階 給湯室混合水栓修繕、外調器(OHU-2-A, B)直結ダンパ操作器修繕	400	
H30年度	道専有部分	エアコン室内機分解洗浄	389	
	札幌市との共有部分	外壁保守に係る調査	333	
R元年度	道専有部分		0	
	札幌市との共有部分	外壁修繕、温水器用減圧弁修繕、喫煙室換気扇修繕、給湯用膨張タンク修繕、受水槽No.2電極棒修繕、緑地管理	135	
R2年度	道専有部分	実習場予備暖房機設置	1,899	
	札幌市との共有部分	電力量計更新業務、給湯メーター更新、緑地管理、防犯入退室設備業務、防犯入退室設備業務その2、電動ブラインド他修繕	252	

※費用については札幌市との面積按分による。

【清掃業務の標準的な内容】

この内容は、本センターの過去の指定管理業務実績に基づく一般的な仕様を例示するためのものです。

なお、このモデルは、業務計画書の作成に当たり、清掃業務の要求水準を満たす処理方法その他の仕様を具体的に提案するための参考として例示するものであり、道が指定管理者に対して求める要求水準を必ずしも満たすものではありません。

○日常業務、定期業務の実施箇所、回数等については、下記のとおり。

○ゴミの分別及び圧縮作業

・当施設より出されるゴミを、塵芥処理業者が回収する内容物に合わせて「一般ゴミ」「缶・びん・ペットボトル」「産業廃棄物」「古新聞・古紙・ダンボール」などに分別する。「古新聞・古紙・ダンボール」は決められた一時保管場所に運び、回収時に回収場所に移動させる。

回収したゴミは、袋に入った状態で「圧縮機」に入れ圧縮する。

・ゴミ回収の決められた曜日に、ゴミ保管庫よりゴミが入ったコンテナを回収場所に移動させ、回収後保管庫にコンテナを戻すこと。コンテナが汚れた場合は、コンテナの清掃を行う。

名 称	事務室	書庫	実習室	研修室 1	研修室 2	研修室 3
室 数	1	1	1	1	1	1
階	1	1	1	2	2	2
面積 (㎡)	219.67	27.95	499.98	58.89	59.98	120.10
床 材	床タイル	床タイル	コンクリート	床タイル	床タイル	床タイル
日 常 業 務	床除塵・吸塵	1/日	1/週	1/日	1/日	1/日
	屑 入 処 理	2/日		1/日	1/日	1/日
	拭 き 清 掃	1/日	1/週	1/日	1/日	1/日
	金 属 み が き	1/日	1/週	1/日	1/日	1/日
定 期 業 務	床 洗 浄	2/年	1/年	2/年	2/年	2/年
	ワックス塗布	2/年	1/年		2/年	2/年
	塵 払 い	2/年	1/年	2/年	2/年	2/年
	窓ガラス拭き	1/年		1/年	1/年	1/年
	照明器具清掃	1/年			1/年	1/年
	グレーチング清掃			2/年		
プラスチック 清 掃			2/年			
そ の 他			利用の都度	利用の都度	利用の都度	利用の都度

## 備 品 等 一 覧

○現在、1号研修室、2号研修室、3号研修室に配置されている机、椅子等は現指定管理者の所有物です。

どのような備品が必要となるかは指定管理者応募者の業務計画内容によるものと考えますが、現指定管理者が所有し配置している備品等の主なものは次のとおりです。なお、現指定管理者の所有物を使用する場合は、別途協議が必要です。

- ・ 1号研修室デスクトップPC21台
- ・ 研修室・実習室の机 計163台
- ・ 研修室・実習室のイス 計219脚

上記の他、道が、現在、供与している備品は下記のとおりです。  
そのうち、研修用机（9台）は、実習室に配置してあります。

品 名	規 格	呼 称	数 量
スチール書庫	コクヨ S-D3655	台	1
更衣ロッカー	トーホー 4人用	台	1
研修用机	ウチダ385-1125-5型	台	9
衣服掛	ウチダ4型 357-2004	台	8

北海道立職業能力開発支援センター管理費実績

<支 出>

区分	H28	H29	H30	R1	R2
人件費(課長1、共済費等含む)	3,196,069	3,138,428	3,425,899	3,506,098	3,026,320
維持管理費	15,164,825	16,227,295	16,908,576	18,335,213	19,129,550
賃金(臨時職員1、共済費等含む)	2,564,691	2,125,699	2,808,552	2,306,524	0
光熱水費	4,030,084	4,290,512	4,376,244	4,459,066	3,543,145
委託業務負担金	4,298,370	4,387,407	5,138,958	5,008,185	5,099,896
清掃料(専有部分)	874,800	874,800	1,011,528	1,101,554	1,070,960
需用費	1,798,441	3,037,532	2,064,996	2,676,919	6,326,222
事務用品等	1,798,441	2,713,532	1,343,936	2,676,919	4,428,062
修繕費	0	324,000	721,060	0	1,898,160
通信費	18,913	18,705	54,004	25,785	51,683
その他	1,579,526	1,492,640	1,454,294	2,757,180	3,037,644
納税消費税	454,606	450,166	268,564	508,520	246,487
一般管理費	223,426	238,426	235,119	237,273	356,320
計	19,038,926	20,054,315	20,838,158	22,587,104	22,758,677

<収 入>

道負担金	4,000,000	4,000,000	5,019,000	5,066,000	12,576,000
利用料金	14,370,600	15,088,560	15,041,100	16,759,825	9,699,730
雑収入	578,373	795,091	686,704	729,088	460,772

## 北海道立職業能力開発支援センター現行利用料金一覧表

### ◆ 条例上限額

#### 附則 別表 (第12条関係)

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額			
	午 前	午 後	夜 間	1 日
1号研修室	3,750円	5,030円	5,030円	12,130円
2号研修室	2,560円	3,410円	3,410円	8,960円
3号研修室	5,240円	6,970円	6,970円	15,600円
実 習 室	21,460円	28,630円	28,630円	74,810円

#### 備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時まで、1日とは午前9時から午後10時までとする。
- 2 指定管理者が支援センターの運営に支障がないと認めるときは、時間区分を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合の利用料金の額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、1日利用の場合の1時間当たりの利用料金の額に1.3を乗じて得た額とする。
- 3 指定管理者は、特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することができる。

### ◆ 利用料金承認額（北海道職業能力開発協会）

3号研修室及び実習室については、各々2つに分離して、貸し出すことが可能であり、条例で定める範囲内で、指定管理者が、その料金を定めることができます。

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額			
	午 前	午 後	夜 間	1 日
1号研修室	2,900円	3,870円	3,870円	10,110円
2号研修室	1,980円	2,630円	2,630円	6,880円
3号研修室	4,030円	5,390円	5,390円	14,070円
3号A研修室	1,520円	2,040円	2,040円	5,320円
3号B研修室	2,510円	3,350円	3,350円	8,750円
実 習 室	19,350円	25,790円	25,790円	67,390円
A実習室	8,970円	11,970円	11,970円	31,270円
B実習室	10,380円	13,820円	13,820円	36,120円

### ◆ 利用料金収入の減免基準

#### 北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則

##### (利用料金の減免の基準)

第6条 条例第12条第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、利用料金を免除することができることとする。

ア 支援センターの設置の目的に沿った事業を実施する場合であって、国若しくは地方公共団体又は知事が特に認める団体が主催するとき。

イ 知事が特別の理由があると認めるとき。

(2) 次のいずれかに該当するときは、利用料金の5割を減額することができることとする。

ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の規定により知事が認定した職業訓練に使用するとき。

イ 知事が特別の理由があると認めるとき。

## 北海道立職業能力開発支援センター利用実績一覧表

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
研修室・実習室 使用延べ回数	回 3,037	回 3,217	回 3,065	回 3,273	回 2,185	注1
稼働率	% 47.0	% 49.8	% 47.4	% 50.6	% 33.8	
研修室・実習室 使用者数	人 59,127	人 62,430	人 61,018	人 63,990	人 44,213	
研修室・実習室 使用料金収入	千円 14,371	千円 15,083	千円 15,041	千円 16,760	千円 9,700	

	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成27年度	令和2年度	備考
相談及び指導助言 並びに情報提供業 務件数	件 4,291	件 4,417	件 4,502	件 4,592	件 3,533	注2

注1) 利用延べ回数は、午前・午後・夜間を各1回、全6室でカウント。

稼働率の母数は、3(午前・午後・夜間の3区分)×359(稼働日)×6(室)=6,462

注2) 受理及び対応している件数全体を計上。



北海道立職業能力開発支援センター研修室等の  
利用実績及び使用料収入の推移

区分	使用料金			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	H28～R2	利用実績	うち減 免件数	利用料金計	利用実績	うち減 免件数	利用料金計	利用実績	うち減 免件数	利用料金計	利用実績	うち減 免件数	利用料金計	利用実績	うち減 免件数	利用料金計		
第1研修室	午前	2,900	111		1		2,900	5		14,500	14		40,600	9		26,100		
	午後	3,870	110					5		19,350	17		65,790	5		19,350		
	夜間	3,870									1		3,870					
	1日	10,110	123		1,243,530	192		1,941,120	195		1,971,450	190		1,920,900	184		1,860,240	
	小計		590		1,991,130	577		1,944,020	595		2,005,300	602		2,031,160	566		1,905,690	
	対前年比							97.6%			103.2%			101.3%			93.8%	
	稼働率		54.8%			53.4%			55.2%			55.9%			52.4%			
第2研修室	午前	1,980	135	3	264,330	49		97,020	44		87,120	57		114,930	29		58,110	
	午後	2,630	159	5	414,355	60		157,800	56		147,280	71		187,420	34		90,110	
	夜間	2,630	14	3	32,875	7		18,410	1		2,630	1		2,630	1		2,630	
	1日	6,880	105	6	701,760	229		1,575,520	225		1,548,000	222		1,527,360	161		1,107,680	
	小計		623	29	1,413,320	803		1,848,750	776		1,785,030	795		1,832,340	547		1,258,530	
	対前年比							130.8%			96.6%			102.7%			68.7%	
	稼働率		57.8%			74.4%			72.1%			73.8%			50.6%			
第3研修室①	午前	1,520	187	36	262,280	174	30	244,380	165	31	229,400	149	26	211,580	113	34	152,400	
	午後	2,040	231	35	444,720	227	30	436,260	190	31	355,980	182	26	347,460	130	33	232,080	
	夜間	2,040	61		124,440	36		73,440	18		36,720	8		16,320	1		3,120	
	1日	5,320	23		122,360	31		164,920	15		79,800	38		202,160	15		79,800	
	小計		548	71	953,800	530	60	919,000	418	62	701,900	453	52	777,520	289	67	467,400	
	対前年比							96.4%			76.4%			110.8%			60.1%	
	稼働率		50.9%			49.1%			38.8%			42.1%			26.8%			
第3研修室②	午前	2,510	165		420,310	155		392,570	148		383,800	113	1	290,295	87	6	223,160	
	午後	3,350	223		754,090	211		711,250	172		587,640	142	1	477,545	93	6	301,500	
	夜間	3,350	24		80,400	22		73,700	19		63,650	12		40,200	3		10,050	
	1日	8,750	24		210,000	30		262,500	22		192,500	51		446,250	31		271,250	
	小計		484		1,464,800	478		1,440,020	405		1,227,590	420	2	1,254,290	276	12	805,960	
	対前年比							98.3%			85.2%			102.2%			64.3%	
	稼働率		44.9%			44.3%			37.6%			39.0%			25.6%			
実習室①	午前	8,970	144	31	1,165,165	125	33	973,245	139	34	1,106,860	126	27	1,037,295	91	36	695,500	
	午後	11,970	153	31	1,652,135	145	33	1,547,535	149	34	1,580,040	137	28	1,475,440	97	36	948,760	
	夜間	11,970	18		215,460	15		179,550	15		179,550	18		218,590	2		23,940	
	1日	31,270	47		1,469,690	58		1,813,660	67		2,095,090	87		2,720,490	35		1,094,450	
	小計		456	62	4,502,450	459	66	4,513,990	504	68	4,961,540	542	55	5,451,815	295	72	2,762,650	
	対前年比							100.3%			109.9%			109.9%			50.7%	
	稼働率		42.3%			42.5%			46.8%			50.3%			27.3%			
実習室②	午前	10,380	80	6	813,740	90	8	896,300	88	9	881,210	98	18	956,400	59	9	612,770	
	午後	13,820	90	6	1,209,580	104	8	1,382,000	94	4	1,236,890	99	18	1,247,420	59	9	753,190	
	夜間	13,820	13		179,660	11		152,020	8		110,560	15		210,920	1		13,820	
	1日	36,120	51		1,842,120	55		1,986,600	59		2,131,080	83		2,997,960	31		1,119,720	
	小計		336	12	4,045,100	370	16	4,416,920	367	13	4,359,740	461	36	5,412,700	212	18	2,499,500	
	対前年比							109.2%			98.7%			124.2%			46.2%	
	稼働率		31.2%			34.3%			34.1%			42.8%			19.6%			
合計		3,037	174	14,370,600	3,217	142	15,082,700	3,065	143	15,041,100	3,273	145	16,759,825	2,185	169	9,699,730		
対前年伸び率					105.9%	81.6%	105.0%	95.3%	100.7%	99.7%	106.8%	101.4%	111.4%	66.8%	116.6%	57.9%		
全体平均稼働率		47.0%			49.6%			47.4%			50.6%			33.7%				

※ 利用実績の小計の数値は、1日利用の場合の利用実績値に3を乗じて加算

※ 稼働率算出における母数は、3(午前・午後・夜間の3区分)×359または360(稼働日)

※ 使用料の減額対象は、職業能力開発促進法第24条第1項の規定により知事が認可した職業訓練に使用するとき(5割減額)

## 北海道立職業能力開発支援センターにおける 指導・助言業務、情報提供業務の分担イメージ

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     指定管理者が対応する 相談及び指導・助言業務、情報提供業務                 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     北海道職業能力開発協会が対応する 相談及び指導・助言業務、情報提供業務                 </div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援センター研修室等の利用関係</li> <li>○ 公共職業訓練 (道立高等技術専門学院の訓練内容、障害者の職業訓練)</li> <li>○ 認定職業訓練 (職業能力開発促進法第24条に基づく道の認定を受けた職業訓練の内容及びその助成制度等)</li> <li>○ 各種能力開発機関の照会及びその助成制度 (高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域職業訓練センター、地域人材開発センター、Uターン相談窓口等)</li> <li>○ 職業訓練指導員試験</li> <li>○ 技能士登録制度(技能士手帳)</li> <li>○ 技能検定合格証書の交付・再交付</li> <li>○ 各種表彰制度(国・道)</li> <li>○ 講師、講座の紹介</li> <li>○ 北海道産業人材課HPの情報</li> <li>○ 人材ネット21北海道のHPの情報</li> <li>○ 各種国家資格、業界団体等の資格等</li> </ul> <p>その他、指定管理者が自ら提案し、実施するもの</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p style="text-align: center;">※ 北海道がこのセンターにおいて直接対応すると想定した場合に、北海道が対応すべき相談を主に掲げている。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定訓練</li> <li>○ 技能検定関係</li> <li>○ 技能士関係</li> </ul> <p>&lt;総務部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業訓練法人の経理関係</li> <li>○ 各種表彰制度(中央協会・協会)</li> </ul> <p>&lt;技能振興部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業訓練業務計画の策定・推進</li> <li>○ 訓練団体の運営の指導関係</li> <li>○ 技能審査・技能評価試験</li> <li>○ ビジネス・キャリア評価制度</li> <li>○ 機動訓練(協会主催のものに限る)</li> <li>○ 技能検定試験関係</li> <li>○ 社内検定制度</li> <li>○ 技能競技大会</li> <li>○ 技能士関係(証明、表示・看板等)</li> <li>○ 高度熟練技能者認定関係</li> <li>○ 高校への高度熟練技能者の派遣</li> </ul> <p>&lt;北海道職業能力開発サービスセンター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業能力開発サービスセンター業務                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業における事業内職業能力開発計画のプラン作り</li> <li>・ 職業能力開発推進者の選任関係</li> <li>・ 職業能力開発推進者講習会</li> <li>・ キャリア形成助成金</li> </ul> </li> </ul>

# 管 理 規 約

北海道立職業能力開発支援センター及び札幌市産業振興センター（技能訓練棟）の建物及び附属施設の管理又は使用等に関し、区分所有者札幌市（以下「甲」という。）と区分所有者北海道（以下「乙」という。）は、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第96号）に基づく規約を次のとおり定める。

（規約対象物件）

第1条 この規約の対象となる物件の範囲は、次に掲げる建物及び附属施設（以下「対象物件」という。）とする。

- 1 所 在 札幌市白石区東札幌5条1丁目29番地ほか
- 2 建 物 北海道立職業能力開発支援センター及び  
札幌市産業振興センター（技能訓練棟）  
鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄骨造  
地下1階、地上3階、塔屋 延べ5,318.66㎡
- 3 附属施設 電力、通信・情報、冷暖房、空調、衛生、エレベーター設備  
等 付帯設備一式

（規約の効力）

第2条 この規約は、甲又は乙の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

- 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

（専有部分）

第3条 対象物件のうち甲及び乙の専有部分は、次のとおりとする。この場合において、専有部分の範囲は、壁については内側塗装部分までとし、床及び天井については仕上げ材部分までとする。

（1）甲の専有部分は地上1階、2階及び3階の計2,701.70㎡（別紙図面青色）とする。

（2）乙の占有部分は地上1階、2階の計1,099.68㎡（別紙図面灰色）とする。

- 2 前項の専有部分の専用に供される附属施設のうち、共用部分内にある部分以外のものは、甲又は乙の専有部分とする。ただし、専有の附属施設に係る配線及び配管については、共用部分内にあっても、幹線の分岐点から専有部分までの枝線をそれぞれ専有部分に含めるものとする。

(共用部分)

第4条 対象物件のうち共用部分は、次のとおりとする。

- (1) 風除室、ロビー、ラウンジ、廊下、階段室、便所、給湯室、機械室、パイプスペース等、専有部分に属さない対象物件の建物の部分
  - (2) エレベーター設備、電気設備、給排水設備、通信設備、冷暖房設備、空調設備及び衛生設備等専有部分に属さない対象物件の附属施設の部分
- 2 規約共用部分は、1階階段下倉庫、地下機械室横倉庫、2階倉庫計 63.17 m<sup>2</sup> (別紙図面茶色) とする。

(共用部分の共有持分)

第5条 共用部分の共有持分は、甲及び乙それぞれの専有部分の床面積割合とする。

(処分の禁止等)

第6条 甲及び乙は、共用部分の分割を請求することができない。

- 2 甲及び乙は、それぞれ専有部分と共用部分の共有持分を分離して、譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、その専有部分の全部又は一部を譲渡しようとする場合は、第三者に優先して譲り受けることができるものとする。

(用途等)

第7条 甲は、その専有部分を事務室、会議室、実習室、体育実習室、更衣室、トレーニングルーム又は教室の用に供するものとし、乙は、その専有部分を事務室、実習室又は研修室の用に供するものとする。

- 2 甲及び乙は、共用部分をそれぞれの専有部分の用途に随伴する用法に従って使用しなければならない。
- 2 甲及び乙は、対象物件の保存に有害な行為その他対象物件の管理又は使用に関し、他の区分所有者の利益に反する行為をしてはならない。

(共用部分の管理)

第8条 共用部分の設備機械の運転操作、保守その他の機能管理、警備、災害予防その他の保安管理及び清掃、修繕その他の維持保全（以下これらを「管理」と総称する。）は、甲と乙が共同で行うものとする。ただし、対象物件の建物の駆体部分のうち甲又は乙の専有部分のみに係る部分の修繕その他の維持保全については、当該専有部分を所有する者が行うものとする。

- 2 共用部分の使用許可及び警備、清掃等に係わる手続は、甲乙協議のうえ甲が行うものとし、これらに伴う収益及び費用は、甲及び乙それぞれの専有部分の床面積割合によって分配する。

3 甲又は乙は、必要があると認めるときは、対象物件の全部又は一部の管理を第三者に委託することができるものとする。この場合において、費用負担等の管理に必要な事項について、管理を委託されたもの間で別途協定を締結することができる。

(費用負担)

第9条 前条第2項の規定により甲と乙が共同で行う管理に要する経費は、第5条に定める共有持分の割合に応じてそれぞれ負担する。

2 前項の管理に要する経費の金額は、甲乙が協議して別に定める基準に基づき算出するものとする。

(共用部分の変更)

第10条 共用部分に属する建物部分の模様替、改造、変更又は附属施設の取替、更新は、甲乙双方の合意がなければ行うことができない。

(広告物等の設置)

第11条 対象物件の屋上、塔屋又は外壁に広告物(張り紙等の軽微なものを除く。)を設置するときは、甲乙協議のうえ行うものとする。

(敷地の使用貸借契約)

第12条 甲は、乙が対象物件の専有部分及び共用部分の共有持分を保持することを目的として、乙との間で別に土地使用貸借契約を締結するものとする。

2 乙は、別に甲と協議して定めるところにより、対象物件の利用に資する敷地内の整備その他の物件の維持管理に要する経費の一部を負担するものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、建物の区分所有等に関する法律及びこれに基づく政省令の定めるところによるほか、甲乙双方が協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成14年4月1日

甲 札幌市  
札幌市長 桂 信雄

乙 北海道  
北海道知事 堀 達也